

第7回
ファンド為替PVP化プロジェクトチーム

各業態のアンケート結果の共有と
本格フェーズに向けた対応について

2019年3月18日
配布資料

1. 東京市場におけるファンド為替取引の市場慣行（概要）

1. 基本方針

CLS決済に適さないものを除き、実務上可能な限りCLS決済を導入できるようにする観点から、市場慣行を策定する。市場慣行の策定にあたっては、ファンド為替取引が、銀行・証券、カストディーならびに運用会社等のWholesale foreign exchange (FX) market参加者による取引であり、グローバル外為行動規範（原則50等）の適用対象であることに鑑み、以下の通り、グローバルな慣行・規範等との調和を図る。

- a) グローバルなファンド為替の取引慣行（グッドプラクティス）との親和性
- b) グローバル外為行動規範（原則50等）への適合
- c) 標準化された取引プロセス採用による市場全体のコスト抑制

2. 市場慣行の構成

(1) 推奨慣行

市場関係者は、上記基本方針を踏まえ、「推奨慣行」をファンド為替取引における目指すべき市場慣行として認識し、本格フェーズ開始以降、実務上可能な限り、慣行に則った取引の採用・拡大に努める。

(2) 経過措置

他方、市場関係者は、本邦における現行ファンド為替の取引慣行との差分を踏まえ、運用業務環境の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置の必要性を認識する。

- a) CLS決済を行うファンドにおいて、やむを得ず約定時点でCLS決済を選択しない取引についてのMT202指図によるグロス決済対応
- b) 本邦信託ファンド特有の取扱いである、異なる為替銀行間での直接送金方式(非CLS決済取引)によるネットィング決済

※上記は決済実務（実際の資金異動）に関する経過措置であり、経理上の差金決済（いわゆるセットオフ）処理に関する事項は含まない

3. 残された課題への対応

グローバル外為行動規範への適合推進の観点から早期解消を目指すこととし、速やかに推奨慣行に移行できるよう、今後ファンド為替PVP化プロジェクトチーム等において必要な検討を行い、一致して課題の解決に努めるものとする。

2. 東京市場におけるファンド為替取引の市場慣行

項目	推奨慣行	経過措置	留意点
取引口座開設	SSI交換 <ul style="list-style-type: none"> CLS決済を行う全てのファンドについて、取引開始前に通貨単位で一つのSSIを交換する。 CLS決済から事後的に非CLS決済に変更となった取引はSSIによる決済とする。 	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず約定時点で非CLS決済とする取引について、<u>現行の送金先指定方法（都度MT202の送信）によるクロス決済も可能とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> SSI交換フォーマットについて、可能な範囲で標準化を図る。 グローバル外為行動規範の観点からは、CLS決済を行わないファンドについてもSSIの利用が望まれる。
個別発注	CLS決済対象取引の特定 <ul style="list-style-type: none"> CLS決済を行うファンドにおいては、<u>CLS対象通貨の取引は原則CLS決済とする。</u> CLS対象通貨の取引にもかかわらず、やむを得ず非CLS決済とする場合には、約定時に個別に指定する。 	-	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず非CLS決済とする場合には、各取引当事者は、取引金額を含む取引の内容やリスク・プロファイルに照らして、<u>当該取引を非CLS決済とすることの合理性を確認する。</u> CLS決済を行うことを前提として、非CLS決済とする場合のみ個別に指定するのが既存慣行（インターバンク等）である一方、CLS決済とする取引を約定単位で個別に指定する必要がある場合の具体的な指定方法は取引当事者間で個別に協議する。
	ネットィング決済 <ul style="list-style-type: none"> 異なる為替銀行間での直接送金方式（非CLS決済取引）による現行のネットィング実務は廃止し、<u>上記推奨慣行に沿って、当該ネットィング対象取引についても原則CLS決済とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のネットィング実務については、<u>推奨慣行への移行までの間の例外的な取扱いとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のネットィング実務からの移行に伴い変更となるのは決済実務（実際の資金異動）に関わる部分であり、<u>経理上の差金決済（いわゆるセットオフ）処理に関する事項は含まない。</u> 推奨慣行へ移行できない取引については別途対応を検討する。
取引内容	分割・期日短縮のルール <ul style="list-style-type: none"> CLS決済の取引を分割・期日短縮する場合、<u>CLS銀行に送付する約定通知はRescindルールに従い取消/新規で対応する。</u> 	-	<ul style="list-style-type: none"> 取引関係者は、ファンド実務上、CLS決済導入後も取引の分割・期日短縮が発生する場合があることに留意する。 元取引と変更後取引の紐付けに必要な情報として<u>当初取引を特定するための情報（当初取引日等）は、為替銀行と運用会社で確認のうえ、運用会社が資産管理銀行に通知する。</u>
約定通知	<ul style="list-style-type: none"> CLS決済対象取引の約定通知の送付は、<u>約定後、速やかに行わなければならない。</u> 約定日当日中にCLS銀行におけるマッチングが完了することを原則とする。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 取引当事者はファンド為替の取引関係者が複数介在することに留意し、<u>速やかな事務処理に努めなくてはならない。</u>
取引確認	MT300 <ul style="list-style-type: none"> CLS決済対象取引のMT300は、受託銀行から為替銀行への送付は不要とする。 また、為替銀行から受託銀行への送付は必須とする。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 為替銀行から運用会社へ送付するMT300は両者間で個別に協議する。

3. 「残された課題」の確認

【東京市場におけるファンド為替取引の市場慣行の検討過程で認識された残課題】

残された課題と今後の対応

a) CLS決済を行うファンドにおいて約定時点でCLS決済を選択しない取引についてのMT202指図によるグロス決済対応

- SSIによる決済に集約していく方針とし、各社のCLS決済への対応状況、下記b)の対応状況を踏まえて廃止のタイミングについて検討する。

b) 本邦信託ファンド特有の取扱いである、異なる為替銀行間での直接送金方式（非CLS決済取引）によるネットティング決済（いわゆる「他行間セットオフ」）

- CLS銀行を経由した決済に移行できない取引について、直接支払を要請しているグローバル外為行動規範（原則52）の趣旨に照らして別途の対応を検討する。
- 当該検討においては、ベビー・ファンド為替における外貨決済口座の取扱い、トランザクション数に応じて増加する送金コストの抑制、ネットティング実務等の検討が主たる課題となる。

4. 残課題の解消に向けた対応について（1）

（1）決済実務と信託経理実務の関係性整理

【ヘッジとして認識した取引の計上方法の選択肢】

A) 決済実務と信託経理実務の「一致」：

決済日まで取引が実在し、管理を要するCLS決済取引を、
両建てで管理し、決済日に為替損益を認識（決済日までBS計上）

B) 決済実務と信託経理実務の「分離」：

決済日まで取引が実在し、管理を要するCLS決済取引を、
セットオフ取引と見做して、約定日に為替損益を認識（約定日にBS非計上）

【対応の方向性】

- ① ヘッジとして認識した取引について、A)B)いずれの対応についても何らかのシステム改修は必要であるが、**受託銀行の多くにおいて、B)への対応について、相応規模のシステム改修が追加で必要**となり、**対応準備に一定期間を要する**ことが明らかになった。
- ② 受託銀行サイドで当該システム改修が完了するまでは、セットオフを行うファンドでのMT202方式からSSI方式への切り替えは不能と考えられるため、**他行間セットオフの廃止時期の整理は、このシステム改修の完了が要件**となる。
- ③ 他方、**投信委託業界**からは、ヘッジ取引について、CLS決済移行後は、「約定は、①CLS決済、②同社間ネットティング、③カストディー為替の利用」を想定しているが「**計理処理についてはセットオフを継続する前提**」「**商品設計上、B)の計上を前提としたファンドも多く、A)への全面移行は不可能であり想定していない。**」とのスタンスの明示があり、**A)B)両方式への対応が必要であることが明確**になった。
- ④ **信託各社**においては、**A)B)それぞれの計上ニーズに対応するために必要なシステム改修期間について、1～2月**にかけ確認を行う。

5. 残課題の解消に向けた対応について（2）

（2）他行間セットオフ廃止時期の目安（案）について

【廃止への考え方】

- ① グローバル行動規範（原則52）遵守の観点から、他行間セットオフの廃止時期は、できる限り早い方が望ましい。
- ② FATF審査等に鑑み、急な廃止等により業務が混乱するリスクを回避する必要性、また廃止に向けた準備期間を考慮すると、本年度末までには、廃止時期を明確に設定する必要があると思われる。

【廃止に向けた留意事項】

- ① 受託銀行における前述のシステム改修が完了するまでは、セットオフを行うファンドでのMT202方式からSSI方式への切り替えは不能と考えられる。
- ② 前述のとおり、当該システム改修負荷は、信託経理実務における経理方法によって差があり、対応完了目処については来年2月頃に確認できる見込みである。

【廃止時期の目安（案）について】

- ① 本格フェーズ導入期間の終了時点（2020年9月末）を廃止の目標とすることが妥当と考えられるが、決済・経理にかかる信託実務対応が完了していることが要件となる。
- ② 他行間セットオフの廃止時期については、今後、信託実務対応にかかるシステム改修負荷を確認し、本年度末までに方針を確定する。

6. 残課題の解消に向けた対応について（3）

（3）CLS Net等、相対ネットティングへの対応について

【受託銀行サイドにおける対応の方向性】

新慣行（MT202方式廃止、契約に基づく相対ネットティングの実施）移行後、当面の間は、現行の信託個社毎のネットティング機能を活用して相対ネットティング（セットオフ処理）に対応し、為替銀行におけるCLS-Net採用が標準化したタイミングで（導入環境が整った段階で）、CLS-Netの導入について本格検討していくイメージか。

【上記のように考える理由】

- ① 受託者サイドとしては、多数の為銀参加が前提と考える。
⇒【事務効率性、2WAY防止】
- ② 非CLS決済におけるネットティング意向がどの程度あるか。
⇒【取引量が少ない】
- ③ 現行の自社ネットティング機能の利用との比較。
⇒【XMLフォーマットでのデータ授受、利用コスト、実務フロー検討、契約負荷など】
- ④ CLS-Netの利用には、相応のシステム改修、事務フローの整備等を要するため、導入を決めてから利用開始までに一定の準備期間が必要となる。
⇒【前述したヘッジ取引の2つの計上方法へのシステム改修を優先的に対応すべきとの判断となる可能性】

7. 信託業態の協議結果

● 決済実務と信託経理実務の関係性整理について（4ページの検討）

- 「ヘッジとして認識した取引」の計上方法（**選択肢A・B**）へのシステム改修は、各社とも**2020年5月～9月頃を目途に終了**する見込みであり、**本格フェーズ期限内に必要なシステム改修が完了**することが確認できた。**移行準備が整ったファンドから順次CLS決済を開始**する。
- 但し、当初フェーズ実務対応を通じて認識されたとおり、**大量のCLS未移行ファンドの一斉移行**は、運営上の負荷・オペリスクが高いことから、**半年程度（2021年3月）を目途にした漸次移行**による対象拡大を図る。
- また、下表対応のうち、**CLS決済対象外取引のSSIに基づくグロス決済**【下表②③⑥】において、資産管理信託銀行で「**為銀とのMT300照合**」実務をどの粒度で実施するかについては、**一部検討課題**を残す。（MT300内へのSSI情報追加にかかるシステム改修が、一部の社では本格フェーズ実施期間後、次回システム対応となることが判明しており、SSI情報を除いた照合で処理することについて、当事者間の合意形成が必要）
- **選択肢B）における非CLS決済取引**【下表⑥⑦⑧】の決済方式は「**SSIによるグロス決済**」が原則となり、同一ファンドにおける「**MT202転送による決済**」の併用は**困難**との認識を共有。
※ 別途、先物証拠金のブローカー宛直接送金等の課題あり（10ページでご説明）

<本格フェーズ開始後の並行対応>

ファンド	通貨ペア	選択肢A（セットオフなし）	選択肢B（セットオフあり）
		推奨慣行適用	経過措置適用
CLS対象	CLS対象	① 原則CLS決済 ② CLS決済→non-CLS決済変更時はSSIによるグロス決済	⑤ CLS決済 ⑥ CLS決済→non-CLS決済変更時はSSI又はMT202転送によるグロス決済 ⑦ MT202転送によるセットオフ（現行仕様）
	CLS対象外	③ SSIによるグロス決済	⑧ MT202転送によるグロス決済ならびにセットオフ仕様）
CLS対象外	-	経過措置適用	⑨ MT202転送によるグロス決済ならびにセットオフ仕様）
		④ MT202転送によるグロス決済	

8. アンケート結果を踏まえた今後対応について

(1) CLS決済への移行ピーク時期の想定と対応について

- 為銀は、本格フェーズの開始時期は、2020年2月予定とする社が10社程度（全体の4割程度）、残り15社程度（6割程度）がそれ以降となる見込み。
- 信託は、追加的なシステム改修負荷が高く、各社とも、システム改修の終了が2020年5-9月頃になる見込み。
- そのため、開始時期のピークは本格フェーズ終盤（2020年5月以降）になることが想定されるが、大量の未移行ファンドのセットアップ、および一斉移行は、当初フェーズでの経験も踏まえると、物理的に困難と思われ、半年程度の期間をかけて分散化（山崩し）してピーク時の積み上がりの低減を図る運営が必要と考えられる。

(2) 他行間セットオフ廃止時期の目安について

- 異なる為替銀行間での直接送金方式（非CLS決済取引）※による現行のネットィング実務（いわゆる他行間セットオフにかかる決済実務）は、（1）の対応により、CLS決済への移行終了とともに、廃止が可能と見込まれる。

(3) CLS Net等、相対ネットィングへの対応について

- 為銀アンケートの結果、CLS Net導入予定は、条件付を含めて8社、今のところ予定無しとする社が15社、未定回答なしが6社。
- そのため、信託・為銀ともに、まだまだ導入検討の拡がりが求められる状況と捉えられ、引続き注力していく。

8. アンケート結果を踏まえた今後対応について

(4) 業界テストについて

- 信託は、全社で当初フェーズでの実施経験もあり、各社とも業界全体でのテストは不要との意見。為銀も、一斉テスト実施の希望も一部にあるものの、インターバンク取引の実績から半数以上は不要との回答。（運用会社はテストの必要性自体が基本的になし）
- 一斉テストを前提にすると、どうしても対応が一番遅い社に合わせる必要が出てくることも勘案し、業界全体でのテストは行わず、各社で必要と思われるテストを個別に（相対で）実施する方向性が妥当と考えられる。

(5) 運用各社（投信委託会社・投資顧問業者）の準備推進について

- 投信委託会社が先行する形で、現時点で準備に着手している社が対象社の5~6割程度だが、対象社数（外為取引のある運用会社）が各々数十社程度と多いことから、全体的に具体的な準備を推進するためには、業界もしくは個社毎に、信託・為銀との更なる連携も必要との認識。
- アンケートで寄せられた意見などをもとに、当局のご支援も賜りつつ、引続き、情宣活動、勉強会・説明会の設定など行っていくことが望ましい。

(6) 委託者への説明について

- 2019年4-6月で、信託銀行と投資顧問業者の役割分担について整理・共有。
- 7-9月で、対象顧客を中心に概要説明（まずは理解醸成を優先）を開始。
- 10月以降は、対象顧客毎に個別具体的な説明を行っていく予定。

9. 次回以降のPTに向けて

(1) CLS移行予定ファンドの円滑な移行に向けて（業界全体の認識共有事項）

- 本格フェーズ内のピーク時（2020年5～9月辺り）に積み上がった移行予定ファンドについては、円滑な移行の観点から、半年程度の期間をかけて（2021年3月を目途に）移行の分散化（山崩し）を図る。
- 2021年3月を目途に山崩しが終了するには、計画的な実施が必要となるため、移行の順番や方法は、今後の課題として業界全体（今後のPT）で協議していく。
- その際は、量的な移行進捗を早める観点から、決済額が大きいファンドほど早めに（優先して）移行するなどの方策も一案と考えられる。

(2) 「同一ファンドにおいて、SSI交換を前提とした推奨慣行とMT202送信による決済指図方式の併用が困難となること」（7ページ4点目）に関連して

- 別途、先物証拠金のブローカー宛て直接送金を目的とした為替取引にかかる実務整理が残存しており、次回PTにて認識を共有していく必要あり。

